

「無人航空機操縦士実地試験実施基準」の一部改正について

改正案	現行
令和4年10月7日 制定（国空無機第209239号） 令和5年7月27日 改正（国空無機第93248号） <u>令和7年12月5日 改正（国空無機第298768号）</u>	令和4年10月7日 制定（国空無機第209239号） 令和5年7月27日 改正（国空無機第93248号）
無人航空機操縦士実地試験実施基準  国土交通省航空局安全部無人航空機安全課	無人航空機操縦士実地試験実施基準  国土交通省航空局安全部無人航空機安全課
第1章 総則  1－1～1－4 (略)  <u>1－5 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第236条の48の国土交通大臣が定める実地試験の科目については、資格の区分及び1－2に掲げる無人航空機の種類ごとに、次の各号の試験科目とする。</u>  <u>1－5－1</u> 法第132条の86第2項第1号に掲げる飛行の方法（以下「昼間飛行」という。）かつ同項第2号に掲げる飛行の方法（以下「目視内飛行」という。）の操縦能力を問う試験科目（以下「基本」という。）  <u>1－5－2</u> 最大離陸重量25kg以上の無人航空機の操縦能力を問う試験科目（以下「最大離陸重量25kg未満の限定変更」という。）  <u>1－5－3</u> 夜間飛行の操縦能力を問う試験科目（以下「昼間飛行の限定変更」という。）	第1章 総則  1－1～1－4 (略)  <u>1－5 実地試験については、技能証明の資格の区分及び無人航空機の種類ごとに、それぞれ次の試験科目について行う。</u>  <u>・</u> 法第132条の86第2項第1号に掲げる飛行の方法（以下「昼間飛行」という。）かつ同項第2号に掲げる飛行の方法（以下「目視内飛行」という。）の操縦能力を問う試験科目（以下「基本」という。）  <u>・</u> 最大離陸重量25kg以上の無人航空機の操縦能力を問う試験科目（以下「最大離陸重量25kg未満の限定変更」という。）  <u>・</u> 夜間飛行の操縦能力を問う試験科目（以下「昼間飛行の限定変更」という。）  <u>・</u> 目視外飛行の操縦能力を問う試験科目（以下「目視内飛行の限定変更」という。）

1－5－4 目視外飛行の操縦能力を問う試験科目（以下「目視内飛行の限定変更」という。）

1－6 飛行機についての限定をする技能証明に関し、最大離陸重量25kg未満の限定変更に係る実地試験については、最大離陸重量25kg以上の無人航空機の操縦能力に加えて目視外飛行の操縦能力を問うものとする。この際、最大離陸重量25kg未満の限定変更と目視内飛行の限定変更に係る実地試験を同時に実施しているものとして取り扱うことができる。

1－7 実地試験を受けようとする技能証明の資格の区分及び無人航空機の種類に係る技能証明を有していない受験者にあっては、昼間飛行の限定変更、目視内飛行の限定変更及び最大離陸重量25kg未満の限定変更に係る実地試験に先立って基本に係る実地試験を行うものとする。この際、基本に係る実地試験において不合格となる場合には、後続する実地試験は行わず、不合格とする。

1－8 1－7の規定にかかわらず、回転翼航空機（ヘリコプター）についての限定をする技能証明に係る実地試験を行う場合、基本に係る実地試験を行わずに最大離陸重量25kg未満の限定変更に係る実地試験を行うことができる。この場合、基本と最大離陸重量25kg未満の限定変更に係る実地試験を同時に実施しているものとして取り扱う。

1－9 最大離陸重量25kg未満の限定変更に係る実地試験を除き、実地試験は、原則として最大離陸重量25kg未満の無人航空機を使用して行うこととする。ただし、次の各号に掲げる無人航空機の種類についての限定をする技能証明に係る実地試験にあっては、

（新設）

（新設）

（新設）

1－6 最大離陸重量25kg未満の限定変更に係る実地試験を除き、実地試験は、原則として最大離陸重量25kg未満の無人航空機を使用して行うこととする。ただし、回転翼航空機（ヘリコプター）の種類についての限定をする技能証明に係る実地試験においては

それぞれ当該各号に定める試験科目に限り最大離陸重量25kg以上の無人航空機を使用して行うことができる。

1-9-1 回転翼航空機（ヘリコプター） 基本、昼間飛行の限定変更及び目視内飛行の限定変更

1-9-2 飛行機 昼間飛行の限定変更及び目視内飛行の限定変更

(削る)

1-10 1-9のただし書きの規定により、最大離陸重量25kg未満の限定変更に係る実地試験以外の実地試験を最大離陸重量25kg以上の無人航空機を使用して実施する場合、当該実地試験の開始に先立ち、最大離陸量25kg未満の限定変更に係る実地試験を行うものとする（受験者が最大離陸重量25kg未満についての限定をしない技能証明を有している場合を除く。）。この際、最大離陸重量25kg未満の限定変更に係る実地試験において不合格となる場合には、後続する実地試験は行わず、不合格とする。

、基本、昼間飛行の限定変更及び目視内飛行の限定変更に係る実地試験を最大離陸重量25kg以上の無人航空機を使用して行うことができる。また、飛行機の種類についての限定をする技能証明に係る実地試験においては、昼間飛行の限定変更及び目視内飛行の限定変更に係る実地試験を最大離陸重量25kg以上の無人航空機を使用して行うことができる。

1-7 回転翼航空機（ヘリコプター）の種類についての限定をする技能証明に係る実地試験においては、最大離陸重量25kg未満の限定変更に係る実地試験に合格した場合、基本に係る実地試験にも合格したものとみなす。また、飛行機の種類についての限定をする技能証明に係る実地試験においては、最大離陸重量25kg未満の限定変更に係る実地試験に合格した場合、目視内飛行の限定変更に係る実地試験にも合格したものとみなす。

1-8 回転翼航空機（ヘリコプター）についての限定をする技能証明に係り、昼間飛行の限定変更又は目視内飛行の限定変更に係る実地試験及び飛行機についての限定をする技能証明に係り、昼間飛行の限定変更又は目視内飛行の限定変更に係る実地試験を最大離陸重量25kg以上の無人航空機を使用して実施する場合、これらの実地試験の開始に先立ち、最大離陸重量25kg未満の限定変更に係る実地試験を行うものとする（最大離陸重量25kg未満についての限定をしない技能証明を有している場合を除く。）。この際、最大離陸重量25kg未満の限定変更に係る実地試験において不合格となる等により試験員が実地試験を安全に行うことができないと

<p><u>(削る)</u></p> <p><u>1－11～1－14</u> (略)</p> <p><u>1－15</u> 「<u>1－11</u>」について確認できるまで実地試験を開始しないものとする。</p> <p><u>1－16</u> (略)</p>	<p><u>判断した</u>場合には、<u>昼間飛行の限定変更又は目視内飛行の限定変更に係る実地試験</u>は行わず、不合格とする。</p> <p><u>1－9 飛行機の種類についての限定をする技能証明の昼間飛行の限定変更に係る実地試験</u>を行う場合、当該実施試験の開始に先立ち、<u>目視内飛行の限定変更に係る実地試験</u>を行うものとする（<u>目視内飛行についての限定をしない技能証明を有している場合を除く。</u>）。この際、<u>目視内飛行の限定変更に係る実地試験</u>において不合格となる等により試験員が実地試験を安全に行うことができないと判断した場合には、<u>昼間飛行の限定変更に係る実地試験</u>は行わず、不合格とする。</p> <p><u>1－10～1－13</u> (略)</p> <p><u>1－14</u> 「<u>1－10</u>」について確認できるまで実地試験を開始しないものとする。</p> <p><u>1－15</u> (略)</p>
<p>第2章 机上試験及び口述試験</p> <p>2－1 机上試験及び口述試験の実施要領及び合否判定の基準は、無人航空機操縦士実地試験実施細則（以下「細則」という。）に定めるところによる。</p> <p>2－2 机上試験及び口述試験において、受験者が<u>次の各号の一に該当する場合は当該試験を中止するものとする。</u></p> <p><u>2－2－1 航空法等の法令に違反する行為があったとき</u></p> <p><u>2－2－2 危険な操作を行ったとき</u></p> <p><u>2－2－3 受験者の操縦に起因する機体の墜落又は損傷、機</u></p>	<p>第2章 机上試験及び口述試験</p> <p>2－1 机上試験及び口述試験の実施要領及び合否判定の基準は、無人航空機操縦士実地試験実施細則（以下「細則」という。）に定めるところによる。</p> <p>2－2 机上試験及び口述試験において、受験者が<u>他の者から助言を受けたとき、その他不正の行為があったときは、実地試験を中止するものとする。</u></p>

<p><u>体の制御不能が生じたとき</u></p> <p><u>2－1－4 細則に特別の定めがある場合を除き、他の者から助言又は補助を受けたとき、その他不正の行為があったとき</u></p>	
<p>第3章 実技試験</p> <p>3－1 実技試験の実施要領及び合否判定の基準は、細則に定めるところによる。</p> <p>3－2 実技試験は、<u>航空法施行規則第236条の49第2項の国土交通大臣が告示で定める基準（令和4年国土交通省告示第1247号）</u>に定める要件に適合する実機を用いて行う。</p> <p><u>3－3 実技試験（昼間飛行の限定変更に係る実地試験を除く。）は、原則として日出から日没までの間（屋外で実施する場合に限る。）又は150ルクス以上の照度の試験場において実施するものとする。</u></p> <p><u>3－4</u> (略)</p> <p><u>3－5</u> 最大離陸重量25kg未満の限定変更、昼間飛行の限定変更又は目視内飛行の限定変更に係る実技試験を行う場合は、それぞれの限定変更に係る飛行について、次の各号のいずれかに該当すること。ただし、無人航空機安全課長が認めた場合においては、この限りでない。</p> <p><u>3－5－1</u> 飛行を行う者（試験員、受験者及びその他実技試験を補助する者）が法第132条の86第3項又は第5項第2号に係る国土交通大臣による所要の承認を取得していること。</p> <p><u>3－5－2</u> 飛行を行う者（試験員、受験者及びその他実技試験を補助する者）が有効な所要の技能証明（当該飛行の方法</p>	<p>第3章 実技試験</p> <p>3－1 実技試験の実施要領及び合否判定の基準は、細則に定めるところによる。</p> <p>3－2 実技試験は、<u>告示</u>に定める要件に適合する実機を用いて行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3－3</u> (略)</p> <p><u>3－4</u> 最大離陸重量25kg未満の限定変更、昼間飛行の限定変更又は目視内飛行の限定変更に係る実技試験を行う場合は、それぞれの限定変更に係る飛行について、次の各号のいずれかに該当すること。ただし、無人航空機安全課長が認めた場合においては、この限りでない。</p> <p><u>3－4－1</u> 飛行を行う者（試験員、受験者及びその他実技試験を補助する者）が法第132条の86第3項又は第5項第2号に係る国土交通大臣による所要の承認を取得していること。</p> <p><u>3－4－2</u> 飛行を行う者（試験員、受験者及びその他実技試験を補助する者）が有効な所要の技能証明（当該飛行の方</p>

<p>について限定をされていないものに限る。) を有し、実技試験で使用する無人航空機が機体認証を受けていること。</p> <p><u>3-6～3-8</u> (略)</p> <p><u>3-9 機体を係留した状態で実技試験を行ってはならない。</u></p>	<p>法について限定をされていないものに限る。) を有し、実技試験で使用する無人航空機が機体認証を受けていること。</p> <p><u>3-5～3-7</u> (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>						
<p>第4章 成績の判定</p> <p>4-1 (略)</p> <p>4-1-1～4-1-3 (略)</p> <p>4-1-4 <u>1-16</u>、2-2 及び <u>3-7</u> の各項に該当する場合</p> <p>4-2 基本及び各限定変更に係る実地試験は同一日に実施することができる。<u>この場合において、各限定変更に係る実技試験に先立ち、基本に係る実技試験を実施するものとする。</u> 基本に係る実地試験が不合格の場合は、限定変更の実地試験についても、不合格とする。</p>	<p>第4章 成績の判定</p> <p>4-1 (略)</p> <p>4-1-1～4-1-3 (略)</p> <p>4-1-4 <u>1-15</u>、2-2 及び <u>3-6</u> の各項に該当する場合</p> <p>4-2 基本及び各限定変更に係る実地試験は同一日に実施することができる。<u>ただし、基本の実地試験が不合格の場合は、限定変更の実地試験についても、不合格とする。</u></p>						
<p>第5章・第6章 (略)</p>	<p>第5章・第6章 (略)</p>						
<p>第7章 準用</p> <p>第1章から第5章まで (<u>1-11</u> 及び <u>1-13</u> から <u>1-15</u> までを除く。) の規定は登録講習機関、無人航空機講習、無人航空機講習の修了、施設及び設備並びに講師について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第7章 準用</p> <p>第1章から第5章まで (<u>1-10</u> 及び <u>1-12</u> から <u>1-14</u> までを除く。) の規定は登録講習機関、無人航空機講習、無人航空機講習の修了、施設及び設備並びに講師について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>						
<p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="226 1287 1118 1346"> <tr> <td>1-2 から <u>1-16</u>、<u>2</u></td> <td>実地試験</td> <td>修了審査</td> </tr> </table>	1-2 から <u>1-16</u> 、 <u>2</u>	実地試験	修了審査	<p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1118 1287 2007 1346"> <tr> <td>1-2 から <u>1-15</u>、<u>第</u></td> <td>実地試験</td> <td>修了審査</td> </tr> </table>	1-2 から <u>1-15</u> 、 <u>第</u>	実地試験	修了審査
1-2 から <u>1-16</u> 、 <u>2</u>	実地試験	修了審査					
1-2 から <u>1-15</u> 、 <u>第</u>	実地試験	修了審査					

<u>1-1</u> 、 <u>3-3</u> 、 <u>3-7</u> 、 <u>3-8</u> 、 <u>4-1</u> 及び <u>4-2</u>			<u>2章</u> 、 <u>3-6</u> 及び <u>3-7</u> 並びに第4章		
<u>1-5</u> 、 <u>1-9</u> 及び <u>3-6</u>	試験科目	審査科目	<u>1-5</u> 及び <u>3-5</u>	試験科目	審査科目
<u>1-1</u> 、 <u>1-16</u> 、 <u>3-5</u> 、 <u>4-1-3</u> 、 <u>5-1-2</u> 及び <u>5-2</u>	試験員	修了審査員	<u>1-8</u> 、 <u>1-9</u> 及び <u>1-15</u> 、 <u>3-4-1</u> 及び <u>3-4-2</u> 、 <u>4-1-3</u> 並びに第5章	試験員	修了審査員
<u>1-12</u> 及び第2章	机上試験	机上審査	<u>1-11</u> 及び第2章	机上試験	机上審査
<u>1-12</u> 及び第2章	口述試験	口述審査	<u>1-11</u> 及び第2章	口述試験	口述審査
<u>1-12</u> 、第3章、 <u>4-1-3</u> 及び <u>4-2</u> 並びに第5章	実技試験	実技審査	<u>1-11</u> 、第3章、 <u>4-1-3</u> 及び第5章	実技試験	実技審査
<u>1-7</u> 、 <u>1-10</u> 、 <u>1-11</u> 、 <u>1-13</u> 、 <u>1-14</u> 、 <u>1-16</u> 、 <u>2-2</u> 、 <u>3-4</u> 、 <u>3-5-1</u> 、 <u>3-5-2</u> 、 <u>3-7</u> 、 <u>3-8-2</u> 、 <u>3-8-4</u> 、 <u>4-1</u> 、 <u>5-1-1</u> 、 <u>5-1-2</u> 及び <u>5-2</u>	受験者	受講者	<u>1-10</u> 、 <u>1-12</u> 、 <u>1-13</u> 及び <u>1-15</u> 、 <u>2-2</u> 、 <u>3-3</u> 、 <u>3-4</u> 、 <u>3-6</u> 、 <u>3-7-2</u> 及び <u>3-7-4</u> 、 <u>4-1</u> 並びに第5章	受験者	受講者

附 則（令和7年12月5日付け国空無機第298768号）

（施行期日）

この通達は、令和8年6月5日から施行する。